

商品やサービス等の取引や証明に使用しているはかりは
2年に1度、「**定期検査**」を受検する必要があります。
受検せずに、はかりを取引や証明に使用すると
計量法違反となりますのでご注意ください！



対象となる「はかり」ってどんなもの？

取引や証明に使用するはかりが対象です！

検査の対象となるはかり(例)	※除かれるはかり(例)
(1) 店舗、露天、行商などで商品の売買に使用するはかり	(1) 事業場等で計量管理、原材料の調合に使用するはかり(工程管理用はかり)
(2) 保険薬局で処方せんによる調剤用に使用するはかりおよび毒物、劇物を計量販売するはかり	(2) 郵便物の試しはかりとして使用するはかり
(3) コンビニ等(運送事業、宅配便取次店)が、貨物の運賃の算出などに使用するはかり	(3) 病院・医院等で使用されている調剤用のはかり
(4) 学校、幼稚園、保育所、病院、保健センター等で健康診断票等に記載するため使用される体重計	(4) 自己の健康管理等の目安程度に使用されるはかり
(5) 病院、医院などで新生児の出生時の体重を養育医療意見書に記載するために使用するはかり	(5) 農家で米等の出荷のために試しはかりとして使用するはかり
(6) 農業、漁業などに従事するものが、農産物、水産物などの売買のために使用するはかり	(6) 農家で肥料配合に試しはかりとして使用するはかり
(7) 米の出荷検査のときに使用するはかり(農業組合等のはかり)	(7) 飲食店等で調配合用に使用するはかり
(8) 工場、事業場などで原材料の購入、製品の販売出荷のために使用するはかり	(8) 学校の授業等で実験に使用するはかり
(9) 銀行、貴金属店などで金などの貴金属の重量取引に使用されるはかり	(9) 研究所等が内部的に使用するはかり

取引や証明に使用するはかりはどれでもいいの？

検定証印もしくは**基準適合証印**が付いているはかりを使用しなければなりません。

また、定期検査を合格した特定計量器については**定期検査済証**が貼られています。

これらの印がないものや、家庭用マークが付いているヘルスマーター、ベビースケール、キッチンスケールなどは、一般消費者の生活のために使用されるものであり、事業などの**取引や証明には使用することはできません！**



検定証印



基準適合証印

定期検査手数料はいくらか？

ひょう量(計量できる最大値)やはかりの種類によって異なります。
以下に、手数料の一部を紹介します。

種 類	能 力	手 数 料 (令和7年3.31まで)	手 数 料 (令和7年4.1から)
棒はかり、直線目盛のはかり		260円	270円
機械式はかり	100kg以下	500円	500円
	250kg以下	900円	900円
	500kg以下	1,600円	1,600円
電気式はかり	100kg以下	1,500円	1,500円
	250kg以下	1,800円	1,800円
	500kg以下	2,200円	2,300円
分銅およびおもり(1個につき)		10円	10円

定期検査はどこで受検したらよいのですか？

定期検査は、各市町の会場(指定場所)で2年に1回行っています。
(偶数年 例:令和6年、令和8年…)

長浜市(旧伊香郡の地域)、守山市、甲賀市、湖南市、米原市、愛荘町
豊郷町、甲良町、多賀町

(奇数年 例:令和7年、令和9年…)

彦根市、長浜市(旧伊香郡の地域を除く)、近江八幡市、草津市、栗東市
野洲市、高島市、東近江市、日野町、竜王町

※ 詳しくは各市町の担当課窓口でお尋ねください。

行政の検査だけなのか？

「定期検査に代わる計量士による検査」(通称、代検査)があります。
計量士が定期検査実施日前の1年以内に代検査を行い、受検された
事業所等が知事に計量士の検査証明書を添えて届出を行った場合
は、定期検査を受ける必要はありません。
代検査については、個別に計量士にご相談ください。

もっと詳しくは知りたい方は、所在地の市町担当課、もしくは滋賀県計量検定所へお問い合わせいただくか、ホームページ↓をご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/keiryou/kenteikensa/kensa/103719.html>

滋賀県計量検定所 〒525-0022 滋賀県草津市川原町149-1

TEL 077-563-3145 FAX 077-563-3393

E-mail: fd30@pref.shiga.lg.jp